

野洲市資料提供

提供年月日	令和4年5月23日
担当部課	政策調整部 財政課 077-587-6069
連絡先	総務部 総務課 077-587-6038

令和4年第2回野洲市議会定例会提出案件について

■日程 会期日程のとおり（22日間）

■案件 報告 3件

議案13件

内訳：専決処分	6件
補正予算	2件
条例	2件
その他	2件
人事	1件

1 繰越計算書の報告 3件

□報告第1号 令和3年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として「住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業」他12件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製したので報告する。

□報告第2号 令和3年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

妓王井川改修工事に伴う配水管移設工事（第二期工事）について繰越しを行ったので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 令和3年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

妓王井川改修に伴う下水道移設工事（仮設）他1件の工事について繰越しを行ったので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書にて報告する。

2 専決処分 6件

□議第41号 専決処分につき承認を求ることについて

（令和3年度野洲市一般会計補正予算（第14号））

①予算額（3／31専決）

・補正前予算額	26,096,231千円
・補正額	107,136千円
・補正後予算額	26,203,367千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査（92,976千円）
- ・特別交付税の額の確定による減額（△7,211千円）
- ・個人番号カード等関連事務の事業費確定に伴う国庫支出金の減額（△19,542千円）
- ・地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う国庫支出金の増額（7,235千円）
- ・ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の増額（18,914千円）
- ・財政調整基金の取り崩しの取りやめ（△100,000千円）
- ・守山野洲行政事務組合精算金の計上（8,593千円）

【歳出】

- ・公共施設等整備基金への積立て（107,749千円）
- ・まちづくり基金への積立て（18,914千円）
- ・個人番号カード等関連事務の事業費確定に伴う減額（△19,527千円）
- ・地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う財源更正

□議第 42 号 専決処分につき承認を求ることについて

（野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

○【第 1 条】野洲市税条例の一部改正

- ・第 34 条の 7 第 1 項第 5 号 寄附金税額控除の経過措置の終了に関する改正
- ・第 36 条の 3 の 2 第 4 項 用語改正に伴う規定の整備に関する改正
- ・第 48 条第 9 項及び第 15 項 法改正による法の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・第 73 条の 2 第 1 項 固定資産課税台帳の閲覧に関する改正
- ・第 73 条の 3 第 1 項 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付に関する改正
- ・附則第 10 条の 2 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設、法改正による法の項ずれに伴う規定の整備に関する改正

- ・附則第 10 条の 3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する改正
- ・附則第 12 条第 1 項 宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する改正

○ 【第 2 条】野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・地方税法の改正（うち D V 関係）に伴う手数料条例に定める税関係手数料の項目の表記の追加を手数料条例の一部改正条例に追加及びこれに伴う一部改正条例の改正規定の整理

②施行日 令和 4 年 4 月 1 日（ただし、第 2 条の改正規定中「300 円」を「350 円」に改める規定の施行日は、令和 4 年 10 月 1 日）

□議第 43 号 専決処分につき承認を求ることについて

（野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものと、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項 法改正による法の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- ・法規定の新設に伴い法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合に関する規定を附則第 5 項に新設
- ・附則第 6 項 附則第 5 項の新設による条例の項ずれ及び商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税の課税標準額の上昇幅に関する改正
- ・附則第 7 項から第 17 項まで 附則第 5 項の新設による条例の項ずれに伴う規定の整備に関する改正

②施行日 令和 4 年 4 月 1 日

□議第 44 号 専決処分につき承認を求ることについて

（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法施行令等の一部が改正されたこと、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険税について、令和 2 年度及び令和 3 年度課税分に引き続き、令和 4 年度課税分を減免するため、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要（3／31 専決）

- ・第2条第2項、第3項及び第23条第1項 基礎課税額の課税限度額を630,000円から650,000円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を190,000円から200,000円に変更する改正
 - ・附則第23項 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例に関し、令和4年度課税に係る保険税を対象とすることを規定
- ②施行日 令和4年4月1日

□議第45号 専決処分につき承認を求ることについて

(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第1号))

①予算額(4/11専決)

- ・補正前予算額 24,430,000千円
- ・補正額 1,223千円
- ・補正後予算額 24,431,223千円

②補正の概要

【歳入】

- ・繰越金の増額(1,223千円)

【歳出】

- ・野洲市ハラスマント対策委員会設置に係る委員報酬等(1,223千円)の計上

□議第46号 専決処分につき承認を求ることについて

(野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例)

特別職の職員によるハラスマント事案への適正な対応等に関し、公平性、客観性及び実効性の確保を図るとともに、ハラスマント事案に係る相談制度や発生防止に向けた取組を進めることを目的として、ハラスマント事案に係る事項等の調査及び審議等を行う野洲市ハラスマント対策委員会を新たに設置するため、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要(4/11専決)

- (1)設置する附属機関の名称 野洲市ハラスマント対策委員会
- (2)所掌事務 ハラスマント事案に係る事項等の調査審議等に関する事務
 - ・特別職の職員によるハラスマント事案に関すること。
 - ・ハラスマント事案の発生防止に向けた取組に関すること。
 - ・その他委員会の委員長が必要と認める事項
- (3)委員定数 5人以内
- (4)委員構成 弁護士、学識経験を有する者
- (5)委員任期 3年
- (6)委員報酬 30分につき 5,500円

(本改正条例付則第2項における野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により規定)

②施行日 公布の日（令和4年4月11日）

3 補正予算 2件

□議第47号 令和4年度野洲市一般会計補正予算（第2号）

①予算額

- ・補正前予算額 24, 431, 223千円
- ・補正額 114, 623千円
- ・補正後予算額 24, 545, 846千円

②補正の概要

【歳入】

- ・低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上（29,950千円）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金の計上（33,737千円）
- ・中主小学校旧館棟改築工事に係る小学校施設整備事業債の増額（38,200千円）

【歳出】

- ・低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（28,300千円）及び事務費（1,650千円）の計上
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（29,950千円）及び事務費（3,787千円）の計上
- ・中主小学校旧館棟改築工事に伴う土壤汚染対策工事費等の増額（50,936千円）

□議第48号 令和4年度野洲市一般会計補正予算（第3号）

①予算額

- ・補正前予算額 24, 545, 846千円
- ・補正額 146, 418千円
- ・補正後予算額 24, 692, 264千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上（123,224千円）

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費の計上（88,468千円）
- ・市営住宅整備基金への積立金の計上（51,120千円）
- ・平家フォーラム事業費の計上（939千円）
- ・準用河川友川支線分水ゲート改修事業費の計上（5,381千円）

4 条例制定・改廃 2件

□議第 49 号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例において同法施行令に準じて定める選挙運動の公費負担の額について、所要の改正を行う。

- 選挙運動用自動車の使用の公営

自動車借り入れ 15,800 円 ⇒ 16,100 円

燃料費 7,560 円 ⇒ 7,700 円

- 選挙運動用ビラの作成の公営

1 枚当たり 7 円 51 銭 ⇒ 7 円 73 銭

- 選挙用ポスター作成の公営

1 枚当たり 525 円 6 銭 ⇒ 541 円 31 銭

企画費 310,500 円 ⇒ 316,250 円

施行日 公布の日

□議第 50 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行う。

- 【第 1 条】野洲市税条例の一部改正

- 第 18 条の 4 納税証明書の交付手数料に関する改正
- 第 33 条第 4 項及び第 6 項 所得割の課税標準に関する改正
- 第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する改正
- 第 36 条の 2 第 1 項及び第 2 項 市民税の申告に関する改正、省令改正による省令の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- 第 36 条の 3 の 2 第 1 項 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する改正
- 第 36 条の 3 の 3 第 1 項 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する改正
- 第 53 条の 7 省令改正による省令の項ずれに伴う規定の整備に関する改正
- 第 73 条の 2 固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する改正
- 第 73 条の 3 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に関する改正
- 附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに関する改正

- ・附則第 16 条の 3 第 2 項 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例に関する改正
- ・附則第 17 条の 2 第 3 項 法改正による法の引用条項の削除に伴う規定の整備に関する改正
- ・附則第 20 条の 2 第 4 項 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正
- ・附則第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する改正
- ・附則第 25 条第 1 項及び第 2 項 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに関する改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定を削る改正

○ 【第 2 条】野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

- ・令和 3 年改正条例第 1 条のうち第 36 条の 3 の 3 の改正規定 法改正による扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備に関する改正
- ・令和 3 年改正条例附則第 2 条第 2 項 法改正による市民税に関する経過措置の改正に伴う規定の整備に関する改正

○ 【第 3 条】野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・地方税法の改正（うち D V 関係）に伴う手数料条例に定める税関係手数料の項目の表記の追加を手数料条例の一部改正条例に追加

○ 【第 4 条】野洲市税条例及び野洲市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正

- ・地方税法の改正（うち D V 関係）に伴う手数料条例に定める税関係手数料の項目の表記の追加を税条例及び手数料条例の一部改正条例に追加

施行日 令和 5 年 1 月 1 日（ただし、第 1 条中野洲市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条（野洲市税条例等の一部を改正する条例附則第 2 条第 2 項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定の施行日は令和 6 年 1 月 1 日、第 1 条中野洲市税条例第 18 条の 4 第 1 項の改正規定、同条例第 73 条の 2 第 1 項の改正規定及び同条例第 73 条の 3 第 1 項の改正規定並びに第 3 条及び第 4 条の規定並びに次条及び附則第 4 条の規定の施行日は令和 6 年 4 月 1 日）

5 その他 2 件

- 議第 51 号 工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）
令和 3 年第 5 回市議会定例会で議決を得た、中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

- ・土工事 5,419万8千円
→土壤汚染(ヒ素)対策工事に係る残土処分・搬出の追加
- ・木工事・塗装工事 ▲350万6千円
→仕様の見直しによる変更
- ・仮設渡り廊下工事 ▲117万6千円
→仮設渡り廊下4の設置取りやめ
- ・外構工事 142万円
→工事車両の搬入経路確保のための整備、既設ゴミ置き場の解体・新設

記

①工事請負契約変更金額

変更前工事請負契約金額 659,714,000円（令和3年12月議決）
変更増額分 50,935,500円
変更後工事請負契約金額 710,649,500円

②契約の相手方 滋賀県大津市におの浜一丁目1番24号

株式会社桑原組 大津本店

常務執行役員本店長 齊藤 秋雄

□議第52号 財産の減額貸付について

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①貸付をする財産

建 物

所在 地 野洲市吉地1127番地
建 物 旧「中主ふれあいセンター」
建 築 年 平成7年5月11日
構 造 鉄筋コンクリート造 平家建
建築面積 1,884.20 m²
貸付面積 464.22 m²

土 地

所在 地 野洲市吉地1127番地の一部
野洲市吉地1128番地の一部
野洲市吉地1129番地2の一部
貸付面積 1,036.22 m² (建物部分 464.22 m²含む)

- ②貸付の相手方 滋賀県野洲市吉地 419 番地
株式会社 きずな
代表取締役 谷口 石泉
- ③貸付率 1. 4 %
(野洲市普通財産の貸付料に関する要綱の規定に基づき
社会福祉法人等の公共的団体に適用される率に準ずる。)
- ④貸付期間 令和 4 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで（更新あり）
- ⑤減額貸付の理由等
- (1) 今回の財産の貸付は、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らし続けるために、野洲市第 8 期介護保険事業計画（令和 3 ~ 5 年度）において「小規模多機能型居宅介護」の開設を計画し、公募したが、応募がなく、事業の公益性を鑑み、その開設を実現するため、「旧中主ふれあいセンター」の一部貸出を条件に加え、再公募をした結果、「株式会社 きずな」から応募があり、介護保険運営協議会における審議により、同社が「選定事業者」と決定されたため、同社に対し貸付を行うものである。
- (2) 「株式会社 きずな」は公共的団体等には該当しないため、野洲市普通財産の貸付料に関する要綱第 2 条の規定により貸付率は 5 % となるが、同社は社会福祉法人等の公共的団体等と同様に公益性の高い介護サービスを提供する事業者であることから、同社への財産の貸付については、社会福祉法人等の公共的団体等への財産の貸付に適用する貸付率と同じ貸付率を適用する。

6 人事案件 1 件

□議第 53 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めるることについて

次の者を野洲市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
今井 義晴 いまい よしひる		

令和4年第2回野洲市議会定例会会期日程

(会期22日間)

月	日	曜日	開議時刻	種 別	摘 要
6月	7日	火	午前9時	本会議	開会、上程議案の提案説明、一部質疑・討論・採決
	8日	水		休 会	
	9日	木		休 会	
	10日	金		休 会	
	11日	土		休 会	
	12日	日		休 会	
	13日	月		休 会	
	14日	火	午前9時	本会議	上程議案に対する質疑、一部討論・採決、委員会付託、一般質問
			本会議終了後	委員会	予算常任委員会
	15日	水	午前9時	本会議	一般質問
	16日	木	午前9時	本会議	一般質問(予備日)
			本会議終了後		会派代表者会議 ※一般質問が15日で終了した場合は午前9時開催予定
	17日	金	午前9時	委員会	予算常任委員会(総務)分科会
			分科会終了後	委員会	(総務)常任委員会
			午後1時	委員会	予算常任委員会(文教福祉)分科会
			分科会終了後	委員会	(文教福祉)常任委員会
	18日	土		休 会	
	19日	日		休 会	
	20日	月	午前9時	委員会	予算常任委員会(環境経済建設)分科会
	21日	火		休 会	
	22日	水	午前9時	休 会	会派代表者会議
	23日	木		休 会	
	24日	金	午前9時	委員会	予算常任委員会
			委員会終了後	委員会	議会運営委員会
			委員会終了後	協議会	全員協議会
	25日	土		休 会	
	26日	日		休 会	
	27日	月		休 会	
	28日	火	午前9時	委員会	議会運営委員会
			午前10時	協議会	全員協議会
			午後1時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

議案補足資料
令和4年5月23日
政策調整部企画調整課

No.	担当課	事業名称	事業の概要	総事業費 (千円)	歳出補正額 (千円)	交付金 充当額 (千円)	予算区分
1	議会事務局	野洲市議会議員PCR検査委託料	公務上必要と認められた場合における、野洲市議会議長及び野洲市議会議員を対象とするPCR検査費用。	193	0	193	当初予算
2	人事課	新型コロナウイルス検査委託料	公務上必要と認められた場合における、市職員を対象としたPCR検査費用。	770	0	770	当初予算
3	市民生活相談課	新型コロナ在宅療養者への食料配達支援事業	コロナ自宅療養者に対し、食料品や日常生活必需品等を配送するための委託費用。	1,287	0	1,287	当初予算
4	総務課	公共空間安全・安心確保事業	庁舎等の感染防止対策として備品・消耗品を購入。	1,021	0	1,021	当初予算
5	情報システム課	行政手続オンライン化推進事業	インターネット上で証明書交付等の手続きを行う「オンライン申請システム」及び「手続ガイドシステム」のシステム利用料。	3,973	0	3,973	当初予算
6	発達支援センター	発達支援センターにおける感染症拡大防止対策事業	施設内で使用する感染対策用の備品・消耗品を購入。	32	0	32	当初予算
7	発達支援センター	早期療育通園事業における感染症拡大防止対策事業	早期療育通園事業における感染対策用の備品・消耗品を購入。	15	0	15	当初予算
8	こども課	保育対策総合支援事業費補助金	保育現場において、ペーパーレス化・事務効率化を図るためのICT技術導入に係る整備費用。	3,073	0	2,073	当初予算
9	こども課	教育支援体制整備事業費交付金	保育現場において、ペーパーレス化・事務効率化を図るためのICT技術導入に係る整備費用。	3,627	0	2,627	当初予算
10	学校教育課	学校ICTの推進・ネットワーク通信	教育ICT環境整備のためのGIGAネットワーク通信費。	3,366	0	3,366	当初予算
11	学校教育課	学校ICTの推進・学びの保障	ICT通信環境(モバイルルーター)の整備に係るモバイルルーターオンライン通信費。	3,168	0	3,168	当初予算
12	学校教育課	学校ICTの推進・家庭学習のためのドリル導入	GIGAスクール構想に伴う、AIドリル使用料。	2,341	0	2,341	当初予算
13	学校教育課	公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業	市内小中学校に整備するネットワーク環境に必要な整備費用。	16,140	0	16,140	当初予算
14	企画調整課	姉妹都市交流促進事業補助金	コロナ禍で滞っているアメリカ合衆国ミシガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業経費の一部補助を行う。	100	100	100	補正予算

No.	担当課	事業名称	事業の概要	総事業費 (千円)	歳出補正額 (千円)	交付金 充当額 (千円)	予算区分
15	総務課	公共空間安全・安心確保事業	庁舎等の感染防止対策として備品・消耗品を購入。	8,003	8,003	8,003	補正予算
16	総務課	公共空間安全・密回避事業 (人権センター改修移転)	ソーシャルディスタンスを保つために、一部の部署を人権センターへ移転させるために掛かる工事及び整備費用。	14,564	14,564	14,564	補正予算
17	協働推進課	自治会支援事業	自治会に対し、感染防止対策のために購入される備品・消耗品等の費用を補助。	9,200	9,200	9,200	補正予算
18	健康推進課	健康福祉センター手洗い水洗自動化事業	施設内において感染防止対策のために手洗い場を非接触の自動水栓に交換するための経費。	1,583	1,583	1,583	補正予算
19	発達支援センター	発達支援センターにおける感染症拡大防止対策事業	施設内で使用する感染対策用の備品・消耗品を購入。	361	361	361	補正予算
20	発達支援センター	早期療育通園事業における感染症拡大防止対策事業	早期療育通園事業における感染対策用の備品・消耗品を購入。	413	413	413	補正予算
21	商工観光課	販路開拓支援補助金	コロナ禍において、広告宣伝や展示会出展等の販路開拓に要した対象経費の一部を助成する。 ※1事業者20万円(上限) 250事業者の申請を想定。	50,000	50,000	50,000	補正予算
22	ふれあい相談センター	ふれあい教育相談センター(ことばの教室)における感染症拡大防止対策事業	ことばの教室における感染対策用の消耗品を購入。	12	12	12	補正予算
23	学校教育課	小・中学校網戸設置事業	感染対策として換気を円滑に行い、教室の学習環境を守るための網戸の購入・設置費用。	3,586	3,586	3,586	補正予算
24	文化ホール	野洲市文化ホール・施設の感染症対策事業	ホール(3施設)や事務所入口等に設置するサーモグラフィー機材の購入費用。	484	484	484	補正予算
25	歴史民俗博物館	野洲市歴史民俗博物館・施設の感染症対策事業	館内に設置するサーモグラフィー機材の購入費用。	162	162	162	補正予算

○令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金限度額
(令和3年度本省繰越分) : 169,977千円 (残額: 44,503千円)

当初予算計上

当初予算計上

補正予算提案

合計	127,474	88,468	125,474	
うち当初予算分	39,006		2,250	
うち6月補正提案分	88,468	88,468	123,224	